

## 夢・未来 たからづか創生本部設置要綱

## (設置目的)

第1条 人口減少、少子高齢化の進展に的確に対応し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくため、夢・未来 たからづか創生本部（以下「創生本部」という。）を置く。

## (所掌事項)

第2条 創生本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 宝塚市人口ビジョン及び夢・未来 たからづか創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定に関すること。
- (2) 総合戦略の推進と進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

## (組織)

第3条 創生本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表のとおりとする。
- 5 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、市の職員のうちから本部員を指名することができる。

## (職務)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が不在のときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、総合戦略の策定と実行に向けて、関係部局との調整及び連携を行う。

## (会議)

第5条 創生本部の会議は必要に応じて本部長が招集し、議長は本部長とする。

- 2 本部長は必要に応じて専門知識を有する者、その他関係する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (下部組織)

第6条 本部長は、必要に応じて創生本部の下部組織として検討会を設置することができるものとする。

- 2 検討会の委員は、職員のうちから本部長が指名する。

## (庶務)

第7条 創生本部の庶務は、企画経営部政策室政策推進課において処理する。

## (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、創生本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

別表

市長	副市長	教育長
上下水道事業管理者	病院副事業管理者	理事
技監	教育委員会理事	企画経営部長
行財政改革担当部長	市民交流部長	総務部長
都市安全部長	危機管理監	都市整備部長
健康福祉部長	子ども未来部長	環境部長
産業文化部長	消防長	議会事務局長
管理部長	学校教育部長	社会教育部長
上下水道局長	病院経営統括部長	